記

1 国有財産の表示	2 買収前の所有者の氏名及び住所	備　考
三重県津市雲出島貫町字北浦896番2 田　19㎡	太田　藤藏 一志郡中川村	
三重県松阪市田原町字出口272番14 公衆用道路 71㎡	株式会社神戸製鋼所 神戸市神戸市京町72番地	
三重県四日市市山田町字狐久保5572番5 雑種地　67㎡	平山　喜助 三重県三重郡小山田村大字堂ヶ山	
三重県四日市市山田町字狐久保5572番6 雑種地　22㎡		
三重県四日市市山田町字狐久保5572番7 雑種地　22㎡		
三重県鈴鹿市山本町字上曽里204番47 公衆用道路 74㎡	酒徳　佐藏 三重県鈴鹿郡椿村大字山本202番地の6	
三重県志摩市浜島町迫子字宝地2323番5 雑種地　73㎡	大字　迫子 濱島村大字迫子	
三重県志摩市浜島町迫子字宝地2323番6 雑種地　120㎡		

買収前の所有者等への売払いに関する公告

下記１の国有財産は、農地法等の一部を改正する法律（平成21年法律第57号）附則第８条第４項の規定により、読み替えてなおその効力を有することとされた同法第１条の規定による改正前の農地法（昭和27年法律第229号）第80条第１項の規定により土地の農業上の利用の増進の目的に供しないことを相当と認め、同条第２項の規定により当該土地の買収前の所有者又はその一般承継人に売り払うことになったので、下記２の者又はその一般承継人において買受けを希望するときは、本日から起算して６か月以内に、農地法施行規則等の一部を改正する省令（平成21年農林水産省令第64号）第１条の規定による改正前の農地法施行規則（昭和27年農林省令第79号）第49条第１項の規定により買受申込書を近畿農政局長に提出されたい。

平成 26 年 4 月 24 日

農林水産大臣　林　　芳正

記

1 国有財産の表示	2 買収前の所有者の氏名及び住所	備　考
滋賀県東近江市鯰江町字小松1252番2 山林　62㎡	鈴村金四良 滋賀県愛知郡愛東村大字鯰江50番屋敷	
大阪府松原市東新町二丁目225番2 田　3.30㎡	寺田　駒蔵 大阪府中河内郡布忍村大字向井17番屋敷	

買収前の所有者等への売払いに関する公告

下記１の国有財産は、農地法等の一部を改正する法律（平成21年法律第57号）附則第８条第４項の規定により、読み替えてなおその効力を有することとされた同法第１条の規定による改正前の農地法（昭和27年法律第229号）第80条第１項の規定により土地の農業上の利用の増進の目的に供しないことを相当と認め、同条第２項の規定により当該土地の買収前の所有者又はその一般承継人に売り払うことになったので、下記２の者又はその一般承継人において買受けを希望するときは、本日から起算して６か月以内に、農地法施行規則等の一部を改正する省令（平成21年農林水産省令第64号）第１条の規定による改正前の農地法施行規則（昭和27年農林省令第79号）第49条第１項の規定により買受申込書を中国四国農政局長に提出されたい。

平成 26 年 4 月 24 日

農林水産大臣　林　　芳正

記

1 国有財産の表示	2 買収前の所有者の氏名及び住所	備　考
鳥取県米子市両三柳字御建通深池東1911番3 田　69㎡	田中　幾壽 鳥取県米子市両三柳	現況：宅地
鳥取県東伯郡三朝町大字曹源寺字地山257番2 畑　35㎡	安本　一男 鳥取県東伯郡旭村曹源寺440	
島根県大田市鳥井町鳥井字志田873番15 雑種地　47㎡	石田　八藏 島根県安濃郡鳥井村大字鳥井191番地	公共利用計画あり
徳島県阿南市黒津地町戎野85番1 畑　127㎡	大津　英樹 徳島県那賀郡富岡町大字黒津地字戎野20番地	耕作目的で貸付中
徳島県阿南市黒津地町戎野85番3 畑　134㎡	大津　英樹 徳島県那賀郡富岡町大字黒津地字戎野20番地	耕作目的で貸付中
徳島県阿南市黒津地町戎野85番4 畑　135㎡	大津　英樹 徳島県那賀郡富岡町大字黒津地字戎野20番地	耕作目的で貸付中
愛媛県四国中央市川之江町長須字水汲谷770番 原野　148㎡	石川　芳男 愛媛県宇摩郡川之江町1533番地	公共利用計画あり
高知県幡多郡大月町頭集字鳥屋ケ谷606番180（旧地番：幡多郡大月町頭集字鳥屋ケ谷605番） 山林　607㎡	四国銀行 高知県高知市播磨屋町	

買収前の所有者等への売払いに関する公告

下記１の国有財産は、農地法等の一部を改正する法律（平成21年法律第57号）附則第８条第４項の規定により、読み替えてなおその効力を有することとされた同法第１条の規定による改正前の農地法（昭和27年法律第229号）第80条第１項の規定により土地の農業上の利用の増進の目的に供しないことを相当と認め、同条第２項の規定により当該土地の買収前の所有者又はその一般承継人に売り払うことになったので、下記２の者又はその一般承継人において買受けを希望するときは、本日から起算して６か月以内に、農地法施行規則等の一部を改正する省令（平成21年農林水産省令第64号）第１条の規定による改正前の農地法施行規則（昭和27年農林省令第79号）第49条第１項の規定により買受申込書を九州農政局長に提出されたい。

平成 26 年 4 月 24 日

農林水産大臣　林　　芳正

記

1 国有財産の表示	2 買収前の所有者の氏名及び住所	備　考
福岡県行橋市南大橋３丁目1229番1 宅地　128.5㎡	銅崎　格市 福岡県京都郡行橋町大字大橋	
福岡県豊前市大字鳥越761番2 雑種地　156㎡	清原　ツル 福岡県築上郡山田村大字鳥越	
福岡県京都郡みやこ町犀川古川字童子ケ迫56番3 原野　229㎡	共有総代 牧野　治六 福岡県京都郡犀川町大字古川	
福岡県京都郡みやこ町犀川古川字童子ケ迫56番4 原野　216㎡		
福岡県京都郡みやこ町犀川古川字中野75番2 原野　468㎡		
福岡県築上郡築上町大字下香楽557番18 山林　267㎡	氏名　不詳 住所　不詳	